

後見制度をご利用のみなさまへ

シティ信金 後見制度支援預金



～ 後見制度支援預金とは ～

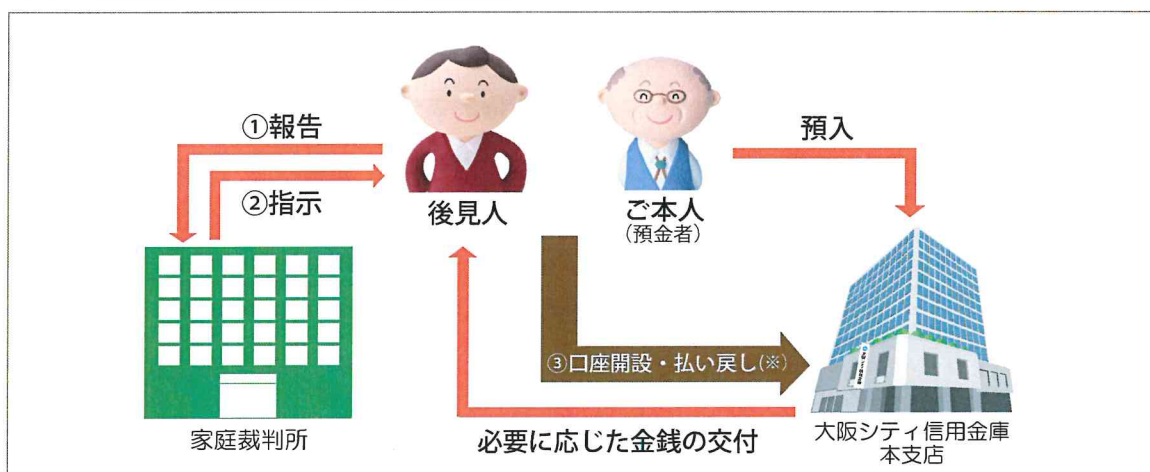
後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。

また、後見制度支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

1. 後見制度支援預金は成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。(注)
2. 後見制度支援預金は預金保険制度の対象保護預金です。
3. 後見制度支援預金の口座開設・払い戻しの際には家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。
4. 専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されずに、親族等後見人（家庭裁判所の判断による）のご利用も可能です。

(注) 保佐、補助および任意後見では利用できません。

後見制度支援預金のイメージ図



(※) 口座開設・払い戻しの際には家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。